

「三千石経営体第1号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和7年6月23日

青森県西北農林水産事務所長

記

1 業務名

三千石経営体第1号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営三千石地区経営体育成基盤整備事業で実施する区画整理工及び農業用排水施設の請負設計書作成に使用するための調査、測量及び設計を行うものである。

(2) 概要

調査業務 一式 測量業務 一式 設計業務 一式

3 応募資格等

別添三千石経営体第1号委託応募要領による。

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添三千石経営体第1号委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所（農村整備五所川原庁舎）

T E L 0173-35-4495

メールアドレス seihokunourin_gonousei@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道ほ場整備課 花田、平山

三千石経営体第1号委託 応募要領

1 業務名

三千石経営体第1号委託

2 業務の目的

本業務は、県営三千石地区経営体育成基盤整備事業で実施する区画整理工及び農業用排水施設の請負設計書作成に使用するための調査、測量及び設計を行うものである。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期限

令和8年3月27日（金）

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

（1）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（2）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、又は令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木、農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること、かつ、農業農村整備事業における「区画整理工」の実施設計業務に係る実務経験を有する者であること。

カ 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第 1 号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

（２）提出期間

令和 7 年 6 月 24 日（火）から令和 7 年 7 月 3 日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）6 の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去 10 年間における同種業務の実績（企画提案書様式 2）

前年度から過去 10 年間における 3 に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式 3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式 4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

エ その他応募要領において特に指示された事項

（２）提出方法

様式第 2 号により、作成した企画提案書を 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により 1 部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1 者につき 1 点に限る。

（３）提出期間

令和 7 年 6 月 24 日（火）から令和 7 年 7 月 7 日（月）まで

休日等を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 応募資格の有無
- (2) 企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）
 - ア 過去 10 年間の同種業務の実績
 - イ 配置予定管理技術者の能力
 - ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を 8 の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和 7 年 7 月 10 日（木）までに通知（様式第 3 号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日等を除く。）以内に西北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所（農村整備五所川原庁舎）

T E L 0173-35-4495

メールアドレス seihokunourin_gonousei@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道ほ場整備課 花田、平山

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

- (4) 西北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、
同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、西北農林水産事務所長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年7月3日（木）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、45,595 千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、西北農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所（農村整備五所川原庁舎）

T E L 0173-35-4495

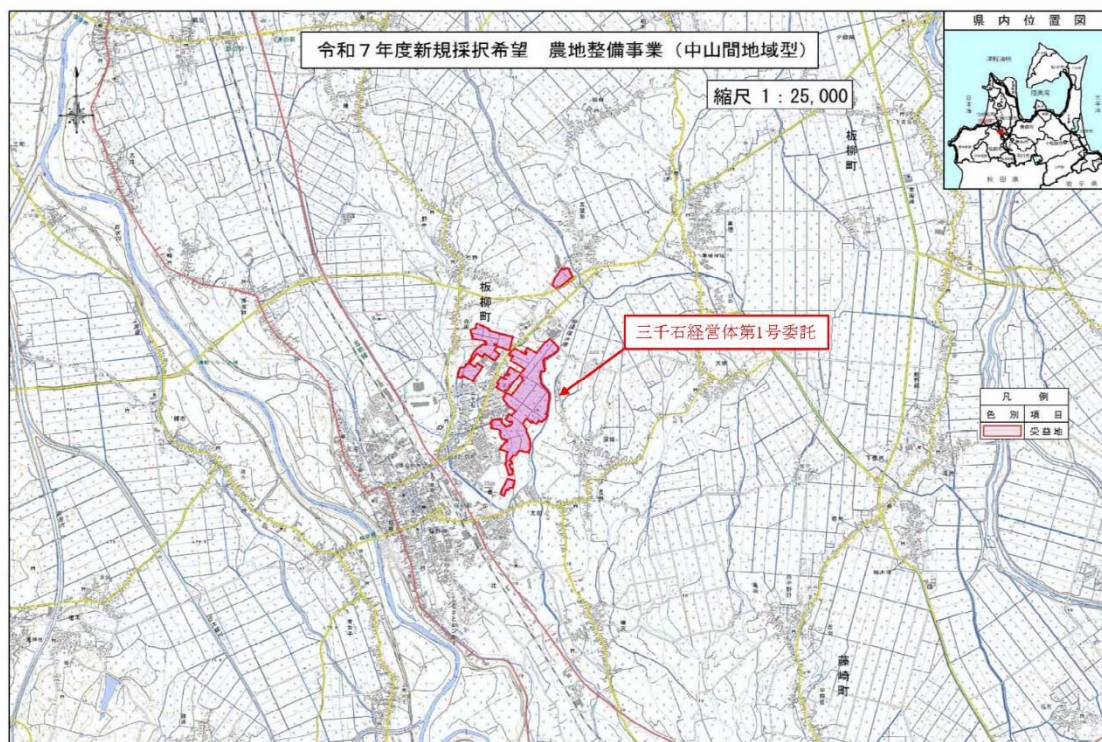
メールアドレス seihokunourin_gonousei@pref.aomori.lg.jp

担当者 農道ほ場整備課 花田、平山

(別添資料)

本 地 区 の 概 要 等

- 1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地図を使用したものである。

- 2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号 西農水（整五委）第24号
業 務 名 三千石経営体第1号委託
業務場所 北津軽郡板柳町大字三千石地内外
履行期限 令和8年3月27日（金）

三千石経営体第 1 号委託 特記仕様書

第 1 章 総則

(共通仕様書等の適用)

第 1 条 本業務の施行に当たっては、地質・土質調査共通仕様書（青森県県土整備部地質・土質調査共通仕様書を準用）、測量業務共通仕様書（青森県県土整備部測量業務共通仕様書を準用）、農村整備設計業務共通仕様書（令和 6 年 4 月青森県農林水産部農村整備課）によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

ただし、共通仕様書と特記仕様書の内容が一致しない場合は、特記仕様書を優先するものとする。

(目的)

第 2 条 本業務は、県営三千石地区経営体育成基盤整備事業で実施する区画整理工及び農業用排水施設の請負工事設計書作成に使用するための調査、測量及び設計を行うものである。

(業務場所)

第 3 条 業務場所は、北津軽郡板柳町大字三千石地内外で、別添図面に示すとおりである。

(業務概要)

第 4 条 本業務の概要は次のとおりである。

項 目	内 容
調査業務	地質調査 1 式
測量業務	基準点測量 1 式、水準測量 1 式、地形測量 1 式、境界復元測量 1 式、現況表土厚確認 1 式、路線測量 1 式、用地測量 1 式
設計業務	実施設計(ほ場整備)1 式、実施設計(用水路(開水路)1 式

(管理技術者)

第 5 条 管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木、農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること、かつ、農業農村整備事業における「区画整理工」の実施設計業務に係る実務経験を有する者であること。

(照査技術者)

第6条 本業務の実施にあたっては、委託契約書に規定する照査技術者を配置しなければならない。

2 照査技術者は、技術士（農業部門：農業土木、農業農村工学）、博士（農学）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であること。

3 共通仕様書第1-8条第4項の業務の節目とは、次のとおりとする。

（1）基本条件の設定時

（2）細部条件の決定時

（3）成果物とりまとめ時

（4）その他、照査計画作成時において調査職員が指示した場合

4 照査計画の作成にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議の上、作成するものとする。

5 成果物の照査に用いる資料は、調査職員と協議するものとし、作成した資料は報告書に含めて提出するものとする。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第7条 本業務の設計に関しては「土地改良事業設計基準・計画「ほ場整備（水田）」」を優先して適用する。

(作業条件)

第8条 地質調査、測量及び設計作業における条件は次のとおりである。

項 目	内 容
1 全般	作業にあたっては、関係法令等を遵守した上で適正に行うこと。
2 調査	スクリーウエイト貫入試験の実施位置は、受注者が調査位置を提示し、調査職員との打ち合わせにより決定するものとする。
3 測量	基準点測量における既知点は、作業地域近傍のものを使用するものとし、新点は後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選点すること。 水準測量は、近傍の一等水準点を既知点とする。 境界復元測量は、公図から地区境界座標を読み取り境界を復元する。 現況表土厚確認は、現地において農用地1枚当たり1箇所以上とする。
4 設計	十分な現地調査を行った上で地域特性等を反映させた設計とすること。 また、関係土地改良区及び地元代表者、調査職員等と十分打合せの上、設計作業を進めること。

(関連業務)

第9条 本業務と関連する他の業務は次のとおりであり、調査職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、相互に協調の図られた測量及び設計としなければならない。

業務番号	業 務 名	業務期間
—	—	—

(参考図書)

第10条 測量及び設計作業の参考にする図書は、共通仕様書によるほか、次によるものとする。

名 称	編者・著者・発行所
青森県農業農村整備事業測量作業規定 (農林水産省が定める測量作業規程の一部を読み替えて準用)	青森県農林水産部農村整備課
土地改良事業標準設計(ほ場整備)	青森県農林水産部農村整備 (H29.4)
土地改良事業計画設計基準 計画「ほ場整備(水田)」	農業農村工学会
設計業務照査の手引き	青森県農林水産部農村整備課
土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	農林水産省農村振興局
青森県農業農村整備事業 設計業務マニュアル	青森県農林水産部農村整備 (R3.4)
青森県農業農村整備事業 設計積算の手引き	青森県農林水産部農村整備 (R6.4)
その他	調査職員が指示した図書、資料等

(貸与資料)

第11条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部数	備 考
三千石地区経営体育成基盤整備事業 調査計画委託	1 部	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第12条 前2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- (2) 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合は、調査職員と協議する。

(3) 貸与資料は、貸与後速やかに必要部分をコピーの上返納すること。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第13条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりである。

(1) 調査業務

作業項目	数 量	備 考
スクリーウエイト貫入試験	25.0m	5.0m/箇所×5 箇所

(2) 測量業務

作業項目	数 量	備 考
基準点測量	1 式	地区内、地区用水路
2 級基準点測量	8 点	耕地、平地
3 級基準点測量	18 点	耕地、平地
4 級基準点測量	63 点	耕地、平地
水準測量	1 式	地区内、地区用水路
3 級水準測量	13.8 km	耕地、平地
地形測量	1 式	地区内、地区用水路
現地測量	1 式	平地、耕地、A=0.439km ²
境界復元測量	1 式	地区内
境界復元測量	8.93km	耕地、地区外周
現況表土厚確認	1 式	地区内
現況表土厚確認	38.4 ha	現況農用地
路線測量	1 式	地区外用水路
現地踏査	0.155km	平地、耕地
線形決定	0.155km	平地、耕地
中心線測量	0.155km	平地、耕地、測点間隔 50m
縦断測量	0.155km	平地、耕地
横断測量	0.155km	平地、耕地、幅 45m 未満、 測点間隔 50m
用地測量	1 式	地区外用水路
土地の登記記録調査	0.47ha	耕地
権利確認調査(当初)	0.47ha	耕地

(3) 設計業務

作業項目	数 量	備 考
実施設計(ほ場整備)	1 式	地区面積 A=43ha
1-1 現地調査	1 式	
1-2 地耐力調査	—	
1-3 道路用排水系統調査	1 式	
1-4 現況施設調査	1 式	
1-5 補償物件調査	1 式	
1-6 各種施設の取付点標高調査	—	
1-7 各種取付点平面位置調査	—	
2-1 資料の検討・収集資料の検討	1 式	個別補正 0.50
3-1 区画形状の検討	1 式	個別補正 0.50
3-2 道路規模の検討	1 式	個別補正 0.50
3-3 計画平面図作成	1 式	
3-4 面積算定	1 式	個別補正 0.50
3-5 道路用排水路縦断計画	1 式	
3-6 計画用水量	1 式	個別補正 0.50
3-7 用水収支計算	—	
3-8-1 水理計算水路樹枝状管水路	1 式	個別補正 0.50
3-8-2 水理計算管網管水路	—	
3-9 計画排水量	1 式	個別補正 0.50
3-10 排水路水理計算	1 式	個別補正 0.50
4-1 道路、用排水路等標準断面図作成	1 式	個別補正 0.50
4-2 附帯施設設計	—	
4-3 整地計算	1 式	
4-4 暗渠排水施設設計	—	
4-5 数量計算	—	
6 送配水管路工	—	
7 農道橋梁工	—	
8 水管橋工	—	
9 用排水施設現況取付工	—	
10 県町村道横断工	—	
11 河川放流工	—	
12 概算工事費積算	—	
13 照査	1 式	個別補正 0.41
14 点検照査取りまとめ	1 式	個別補正 0.41

作業項目	数 量	備 考
実施設計(用水路(開水路))	1 式	Q<2m ³ 、水路延長 L=155m
1 現地調査	1 式	個別補正 0.50
2 資料の検討	1 式	個別補正 0.50
3-1 基本条件の検討	1 式	個別補正 0.25
3-2 水路タイプ及び断面形状の検討	1 式	個別補正 0.25
4-1 水理計算	1 式	個別補正 0.86
4-2 水理縦断図作成	1 式	
5 構造計算	1 式	個別補正 0.55
6 構造図作成	1 式	個別補正 0.17
7 平面縦断図作成	1 式	個別補正 0.60
8 土工図作成	1 式	個別補正 0.60
9 数量計算	—	
10 施工計画	1 式	個別補正 0.43
11 特別仕様書作成	—	
12 概算工事費作成	—	
13 総合検討	—	
14 照査	—	
15 点検取りまとめ	1 式	個別補正 0.73

(作業の留意点)

第 14 条 作業上特に留意する点は次のとおりである。

- (1) 測量作業規程等を熟知し作業に取り掛かること。
- (2) 公共測量に伴う所定の手続きについて、協力すること。
- (3) 設計にあたっては、地形、地質、工事等について検討を行い、技術的及び経済的に妥当性を有する設計内容でなければならない。また、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (4) 設計にあたって使用した理論、公式、文献等及びページは、報告書に明示するものとする。
- (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面にも記入するものとする。
- (6) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員へ説明するものとする。なお、計算過程は省略してはならない。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第 15 条 共通仕様書第 1-11 条に基づく打合せは次のとおりとする。初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回	作業段階	備 考
第 1 回	作業着手前	作業の基本的事項及び業務計画について打ち合わせる。
第 2 ～ 4 回	中間打合せ	細部条件、構造細目等について打ち合わせる。
第 5 回	報告書原稿作成段階	成果物の取りまとめ方について打ち合わせる。

調査業務及び測量業務の打合せは設計業務の打合せと兼ねるものとする。

また、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、調査職員と相互に確認するものとする。

第 5 章 成果物

(成果物)

第 16 条 成果物は共通仕様書に基づき作成した上で、次のものを提出すること。

成果物	規 格			部数	備考
	品質サイズ	縮尺	仕上げ		
業務報告書	A 4 縦	—	—	2 部	
設計図面	A 1		A4 折込 (A3 に縮小)	2 部	
電子成果品	CD-R 又は DVD-R			2 枚	

(成果物の装丁等)

第 17 条 成果物の装丁等は次によるものとする。

- (1) 製本上極力分冊を避け、分冊を行う場合は内容に配慮して行うものとする。
- (2) 報告書は長期の使用に耐えうる通常の装丁（パイプ式ファイル）を行うものとする。
- (3) 設計図面のうち計画平面図は、A 4 サイズで折りたたみ図面袋に格納の上、パイプ式ファイルに綴じるものとする。なお、計画平面図以外は A 3 サイズに縮小の上、A 4 サイズで折りたたみパイプ式ファイルに綴じるものとする。
- (4) 電子成果品の作成は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づき進めること。
 なお、ガイドラインで特に記載のない項目については、調査職員と協議により決定するものとする。

(成果物の提出先)

第 18 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

青森県西北農林水産事務所農村整備五所川原庁舎 農道ほ場整備課

第6章 その他

（業務の安全管理）

第19条 受注者は業務の実施に当たり、保安、公衆衛生等に関する諸法規を順守するとともに、作業の安全に留意し、災害防止に努めなければならない。

- 2 業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じる事故、若しくは第三者に影響を与える事故が発生した時は応急処置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を調査職員に報告しなければならない。

（その他）

第20条 受注者は、完成検査希望月の前月15日までに検査希望月日を調査職員に報告すること。

- 2 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式により作成し、調査職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 4 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応 募 資 格	判 定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格又はこれと同等の能力と経験を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30 点)	企業評価〔10 点満点〕	
	(1) 同種業務の実績 (国・県発注のもの)	
	①過去 10 年間で 5 件以上の実績あり	10 点
	②過去 10 年間で 1 件以上の実績あり	5 点
	③過去 10 年間で実績なし	0 点
	技術者評価〔20 点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士 (農業部門: 農業土木、農業農村工学)、 博士 (農学)	7 点
	②農業土木技術管理士、R C C M (農業土木部門)	4 点
	③上記以外	0 点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)	
	①過去 5 年間で 3 件以上の経験あり	7 点
	②過去 5 年間で 1 件以上の経験あり	4 点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6 点
	②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3 点
	③上記以外	0 点
	30 点×技術力評価得点／技術力評価満点	点
2 価格評価 (70 点)	70 点× (1 - 見積価格／予定価格)	点
合 計 (100 点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「□□□業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県西北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「□□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1 部

(担当者) 所属／部署 氏名 電話 E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

青森県西北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「□□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定した《には特定されなかった》ことを通知します。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(企画提案書様式2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名：

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

- ① 農業農村整備事業における「区画整理工」の実施設計業務とする。
- ② それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見 積 書 (積 算 内 訳)

業務名：

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

< 参考例 >

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技 師 長	主任 技 師	技 師 A	技 師 B	技 師 C	技 術 員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年